健康福祉委員会 令和5年2月17·20日 福祉部 資料102番 所管 福祉管理課

地域力を活かした大田区版「地域共生社会の実現」に向けた推進方針 (令和5年度重層的支援体制整備事業実施計画【素案】) について

1 目的

重層的支援体制整備事業を実施することによって、包括的支援体制を構築し、大田区版「地域共生社会の実現」を推進する。

2 本方針のねらい

本事業を実施するにあたり、具体的な区の考えや事業内容等を方針(実施計画)として公表することで、関係機関との連携体制や地域との協力体制を深める。

3 本方針の位置付け

本方針は、社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項で、「市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に即して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める『重層的支援体制整備事業実施計画』を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、本方針はそれに当たるものとして策定する。

4 本方針(素案)の構成

· 1774 #1 (7N.7N.) 12 H1794			
1	計画策定の背景と目的	8	令和5年度の重層的支援体制整備 事業の実施内容
2	計画の位置づけ	9	今後に向けた当面の検討事項
3	SDGsとの関係	10	計画の進行管理
4	重層的支援体制整備事業の概要	11	大田区福祉人材育成・交流センター による支援力の強化
5	大田区の重層的支援体制整備 事業の考え方	12	大田区社会福祉協議会との連携
6	令和4年度移行準備事業の実施 結果を踏まえた現状の課題	13	重層的支援体制整備事業と関連する 区の既存事業
7	令和5年度に取組むべき視点		

内容については、別添のとおり。

5 今後のスケジュール

本方針は、令和5年度予算案の議決後に決定し、ホームページ等で公表するとともに、関係機関に周知する。